

# 役員及び評議員、第三者委員の 報酬等並びに費用弁償に関する規程

## 第1章 総則

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人香月福社会、役員及び評議員、第三者委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 第三者委員とは、苦情解決第三者委員をいう。
- (3) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費）等であって報酬等とは明確に区別されるものとする。

### (改正)

第3条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

## 第2章 報酬等

### (報酬等)

第4条 役員及び評議員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

また、第三者委員の報酬も無報酬とする。

### 第3章 費用弁償

#### (業務種類)

第5条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 評議員選任・解任委員会への出席
- (3) 監事による定期又は臨時検査
- (4) 第三者委員会への出席
- (5) 行政機関による監査の立ち会い
- (6) 役員の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事長が必要と求めた業務

#### (費用弁償)

第6条 前条の(1)から(5)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分	日当(日額)及び交通費
理事および監事	4,000円
評議員	4,000円
評議員選任・解任委員	4,000円
第三者委員会	4,000円

- 2 前条の(6)、(7)、(8)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人香月福祉会旅費規程」を準用する。

旅費は、原則として役員の住所地を起点として計算する。

但し、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人香月福祉会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

#### (適用除外)

第7条 施設職員であって理事を兼務する者については、第5条の(1)から(5)の業務の場合は、この規程は適用しない。

附 則

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。